

告 発 状

2013年12月 日

東京地方検察庁 御 中

告発人住所

告発人氏名

印

猪瀬直樹東京都知事「裏金」公職選挙法等違反告発事件

告 発 の 趣 旨

被告発人猪瀬直樹の下記行為を嚴重に処罰されたく告発する

記

第1 被告発人猪瀬直樹の被疑事実

被告発人猪瀬直樹は、2012年11月29日告示、同年12月16日執行の東京都知事選挙に立候補して当選し、現在東京都知事であるが、

(1) 同年11月20日に、徳田虎雄又は徳州会グループから徳田毅を通じて東京都知事選の公職の候補者として、選挙運動に関する寄付を現金で5000万円を受領したのであるから、同年11月29日告示後に、法第186条第2項に定める「寄附をした者の氏名」「住所」「職業」「寄附の金額」「寄付年月日」を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならないのに、その明細書を提出せず、もって法第246条第3号に違反し、

(2) 猪瀬直樹は豊田佳美出納責任者が同年12月25日に東京都選挙管理委員会に提出した選挙運動費用収支報告書に、前記(1)の金5000万の収入の事実を秘匿し、収入が「自己資金」3000万円であるかのごとく虚偽事実を伝え、情を知らない会計責任者に自己資金3000万及び他の収入50万円とだけ同報告書の「収入の部」欄に虚偽記入し、もって法第246条第5の2号に違反し

(3) 公職の候補者である猪瀬直樹は2012年11月20日徳田虎雄から徳田毅を通じて政治活動に関する寄付を徳田毅議員事務所において現金で5000万円を受領し、もって政治資金規正法第26条第3号(同法第22条2項、同法第22条の2)違反したものである。

第2 罪名及び罰条

被告発人猪瀬直樹の(1)の行為は、公職選挙法第246条第3号、(2)の行為は同条第5の2号、同(3)の行為は政治資金規正法第26条第3号(同法第22条2項、同法第22条の2)